

議員（隅岡 美子）

5番隅岡美子、議長のお許しをいただきましたので、順次一般質問をさせていただきます。

ヘルプカードの普及促進についてであります。

障害や難病を抱えた人が必要な支援をあらかじめ記しておき、緊急時や災害時などの困った際に提示して、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくする「ヘルプカード」を作成し、配付する動きが全国の自治体に広がりつつあります。

その一例として、東京都では平成24年10月末、標準様式を定めたガイドラインを区市町村に策定し、支援を必要とする人と支援を行う人を適切に結びつけることを目的としています。

この東京都が策定したガイドラインにはヘルプカードの意義として、1、本人にとっての安心、2、家族、支援者にとっての安心、3、情報とコミュニケーションを支援、4、障害に対する理解の促進の4つが挙げられております。

ヘルプカードには困ったときに伝えたいこと、例えば緊急連絡先、アレルギーや発作の症状、救急のときに搬送してほしい病院など、周りの人に障害の特性や具体的な支援内容などをあらかじめカードに記入しておきます。

本人が持ち歩くことによって、日常生活でちょっとした手助けがほしいとき、道に迷ってしまったとき、病気するとき、緊急時、災害時に周囲からのスムーズな支援が可能となり、日常的な不安を取り除く効果があると考えられます。

そこで、お尋ねをいたします。

カードの普及とあわせて、広域的な観点に立ち、周知することが重要であります。

本町におきましても、何かあったとき支援の手を差し伸べられる施策としてヘルプカードを導入してはと考えます。

町長のお考えをお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員のご質問のヘルプカードの導入についてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、緊急連絡先や必要な支援の内容が書かれているヘルプカードは、支援を必要とする人と支援を行う人を適切に結びつけるきっかけづくりとなるものと考えております。

また、このカードが日常生活の中で普及すれば、緊急時、特に災害時には大いに役立ち、円滑な支援活動が展開できるものと考えております。

障害のある方の中には、支援が必要なのに自分から困ったとなかなか伝えら

れない方、他人と十分なコミュニケーションをとることができにくく必要な支援を伝えられない方や聴覚障害、内部障害者など外見からでは障害があるとわかりにくい方がおられます。

そうした方々が、周囲の方に支援を必要としていることを具体的に知らせることで援助が安心して受けられ、また支援する人もどう支援したらよいか理解し、安心して手助けできるためのツールとして有効であると認識をしております。

東京都が発案したヘルプカードとヘルプマークが、現在全国の自治体に広がり活用されております。

広域的な取り組みをすることがより効果的であると考えますので、県下で統一した様式のヘルプカードの導入について中讃西部圏域福祉担当者会において協議検討しているところであります。

町といたしましては今後担当者会や県との協議結果を踏まえて、導入に当たり障害のある方のプライバシーの保護等の課題の検討も十分行い、ヘルプカード導入に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

議員（隅岡 美子）

まず、ヘルプカードについて少しご説明をしたいと思います。

このヘルプカードは運転免許証程度の大きさのものが一般的と言われておりまして、カードの表面にヘルプマークと呼ばれる赤い字に白の十字とハートマークが記載をされております。

そして、裏面にはそれぞれの方が必要とする情報を書き込んだり、こういったことを助けてください、こういったことが不自由です、こういったことが苦手ですといった具体的なことを記載しておきます。

そういうことで、ヘルプカードについての説明でございます。

そして、ある新聞の記事によりますと、見出しに「障害者や妊婦に優しい社会へ、全国に広がる」と題してこう書かれておりました。

障害者や妊婦など、困った場面で周囲の手助けを必要とする人が携帯し、外出時や災害時などに緊急連絡先や必要な支援内容を伝えるのに役立ちます。

その反響が全国に広がり、ヘルプカードを作成する自治体が各地に拡大しております。

また、政府としてもヘルプカードについたヘルプマークを今年7月から国内規格 J I S に追加する方針を公表、安倍晋三首相は国会答弁でヘルプカードとマークについて大変意義があると述べ、一層の普及を図る考えを示しておりますということでございます。

まず、最初の発端といいますと、これは2009年東京ですけど、自閉症の子供がいる親御さんの声をきっかけにできたと聞いておりまして、当初そういうふうには都のほうに提案をしたんですけども、最初は全然もう取り合わなくて、できませんと前向きではなかったそうでございます。

しかしながら、11年3月に東日本大震災で家に帰れない障害者が続出した教訓などを踏まえて、方向転換をされたそうです。

そして、先ほどにも読み上げましたように、12年10月にガイドラインを定めて、カードを作成したということの経緯でございます。

そして、まず1点目の質問に入らせていただきます。

ヘルプカードの導入については、中讃西部圏域福祉担当者会において現在協議検討しているところでありましてご答弁をいただきました。

それは、いつごろどのような形で協議をしているのか、内容も含めてお伺いいたします。

よろしく願いいたします。

福祉保健課長（藤原 安江）

隅岡議員の再質問、中讃西部圏域障害者福祉担当者会においてどのように検討をされているかというふうなことにつきましてお答えをいたしたいと思っております。

中讃西部圏域障害者福祉担当者会8月の定例会におきまして、今香川県の状況といたしましては、三木町がヘルプ支援カードといたしまして少しヘルプカードとはちょっと違ったようなものではございますが、内容的にはヘルプカードと同様なものを今、高齢者や身体障害者手帳の所持者の方に配付しているような状況を確認しております。

また、善通寺市が本年10月からヘルプマークを入れましたヘルプカードを800部作成いたしまして、社会福祉課の窓口で配付するというふうな動きのことも検討の中でされております。

福祉担当者会としましては、香川県下統一でヘルプマークの入ったヘルプカード、香川県下ではどこでも同じような様式を使ったほうがやはり災害時、緊急時には本当に適切なヘルプカードの役割が果たせるものと考えておりますので、ぜひ県のほうに担当者会のほうから申し入れをいたしまして、県下統一でそういう様式をつくれなにかということ、8月の担当者会においてまとめたところでございます。

この担当者会のまとめにおきまして、それを県のほうに上げまして、県のご意見等を踏まえまして今から中讃西部の圏域、善通寺市を含めましてですけども、その中で検討をいたしまして、多度津町におきましては時期を考えて導入のほうに踏み切っていきたいというふうにご検討中と伺っております。

ます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

詳細なご答弁ありがとうございました。

香川県では三木町また善通寺で作成また配付をしているということで、本当にうれしい限りでございます。

そしてまた、先ほどヘルプカードと申していましたが、各県でもそれぞれいろんな名前をつけられておりますので、やはり統一したほうがよろしいかと思えます。

そしてまた、新潟県の上越市におきましては、内容は同じなんですけれどもカードの、障害のある子供とか大人がということで、緊急連絡先のところに保護者とか学校の担任教員、また施設の支援員などの名前、電話番号などが記入をされておまして、ここでは配付対象といたしまして障害のある18歳未満の子供、知的障害のある人、聴覚、音声機能、言語に障害のある人ということでヘルプカードの作成の提案をされたそうでございます。

そしてまた、今町長のご答弁にもありましたように、防災の時にも非常にこれは緊急時に大いに役立ち、スムーズな支援活動ができるとご答弁をされました。

そして、私も本当にそのように思っております。

私これは少し要望を入れさせていただきたいんですけれども、緊急時のということで夜間の時に、災害時の時に、カード自体を長時間発光する蓄光材というのをカードに使用してはどうかと要望をいたします。

これは、障害者の目線に立ったカードの推進に当たって、また連絡会のときにそういったことも要望をしていただけたらと思っております。

まだまだ誕生したばかりで日が浅いこのヘルプカードでございます。

まだまだ皆様に認識をされておられません。

また、そういうことも踏まえまして、今後このヘルプカードを知ることがまさに思いやりの第一歩になるのではないかと考えております。

これ以外に、青森県、徳島県とか、そういったことも加速しておるそうでございます。

このヘルプカードは、やはり全国どこでも普及をしていって日本中どこでも支援の必要な方へすぐ支援ができるような、そういう思いやりのあることで、わが町多度津町もそういった思いやりのある町に、また町長のご判断をいただきまして前向きに検討いただきたいと思ひまして、これは要望でございます。

ぜひとも、ヘルプカードを早期に実現をされますようご期待申し上げます。

て、ヘルプカード普及推進についての一般質問を終わります。  
以上です。ありがとうございました。